

## 住宅分野への地域材供給支援事業（新規）

【平成19年度概算決定額 209,043(0)千円】

### 事業のポイント

木材需要の大宗を占める住宅分野において、地域材の新しい市場を開拓し、供給を拡大するため、ニーズに対応した新たな製品・技術の開発と普及促進に対して支援を行います。

#### （住宅分野における木材利用をめぐる状況）

- ・ 建築後10年を超える住宅ストック数は、住宅全体の約7割の33百万戸。また、建築後10年を超えるマンションストック数は、マンション全体の約6割の8百万戸。（平成15年住宅・土地統計調査（総務省）をもとに推計）
- ・ 平成17年における新設住宅着工戸数は前年比4%増の124万戸、うち新設マンションは前年比12%増の23万戸。（住宅着工統計（国土交通省））
- ・ 内閣府世論調査（平成15年）によれば、木造住宅を選ぶときに重視する事項として「国産材が用いられていること」が41%。

### 政策目標

今後5年間で、地域材の利用が進んでいないマンションの内装材等における地域材の利用量を約20万m<sup>3</sup>増加

#### <内容>

木材需要の大宗を占める住宅分野において、地域材の新たな市場を開拓し、我が国の木材産業の競争力の強化を図るため、以下の取組を実施します。  
なお、国土交通省と連携して実施することとします。

#### 1. 住宅分野における地域材を利用した新たな製品の開発

- ① 新たな製品開発に伴う性能試験、技術開発
- ② 新たな製品の安定供給のための製品生産の効率化

【定額】

#### 2. 住宅分野における地域材を利用した新たな製品等の普及促進

- ① 新たな製品の普及促進に必要な専門的知識・技術の指導等による人材の育成・確保
- ② 実需者に対する講習会等による情報提供
- ③ モデルルームへの整備等による新たな製品の普及

【定額、補助率1/2】

#### <事業実施主体>

民間団体

#### <事業実施期間>

平成19年度～21年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]